

第29回 鬼北町農業委員会総会 進行原稿

1. 開催日時 令和7年11月20日(木) 午後3時～午後3時29分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(10名)

		2	山本 弥須弘	3	篠崎 英明	4	松浦 栄
		6	兵頭 正男	7	那須 健一	8	山田 耕二
		10	山下 展輝	11	浅野 剛志		
13	兵頭 知幸	14	谷口 雄記				

4. 欠席委員(4名)

1	山本 伸男	5	中本 誉	9	清家 壽秋	12	毛利 久志
---	-------	---	------	---	-------	----	-------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第105号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第106号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第107号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第108号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤 幸利	主幹	新谷 茂	主事	水代 康成
----	-------	----	------	----	-------

7. 会議の概要

事 務 局	(司会進行)
会 長	(会長挨拶)
事 務 局	(司会進行)
議 長	ただいまの出席委員は <u>10</u> 名であります。 ^{やまもとの ぶお} 山本伸男農業委員、中本農業委員、清家農業委員、毛利農業委員、田中推進委員、善家推進委員、出口推進委員、山本推進委員より欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第29回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりいたします。各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に2番 ^{やまもと} 山本 ^{や す ひろ} 弥須弘 委員、3番 ^{しのざき} 篠崎 ^{ひであき} 英明 委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第2 議案第105号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 ^{しのざきひであき} 篠崎英明委員より説明願います。
篠 崎 委 員	議席番号3番 篠崎です。 議案第105号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第105号 順位1番 説明】
篠 崎 委 員	11月14日に譲渡人、譲受人、橋本推進委員、事務局、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第105号 順位1番 説明】
篠 崎 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第105号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第１０５号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位１番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第３ 議案第１０６号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位１番について、 ^{あさのたけし} 浅野剛志委員より説明願います。
浅 野 委 員	議席番号１１番 浅野です。 議案第１０６号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」順位１番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第１０６号 順位１番 説明】
浅 野 委 員	１１月１４日に申請人、毛利農業委員、事務局２名、私の計５名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第１０６号 順位１番 説明】
浅 野 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	ただ今、浅野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第１０６号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」、順位１番は申請のとおり許可相当にすることに異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第１０６号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」、順位１番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位２番について、 ^{やまもとやすひろ} 山本弥須弘委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号２番 山本です。 議案第１０６号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」順位２番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第１０６号 順位２番 説明】
山 本 委 員	１１月１４日に申請人、事務局２名、私の計４名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第１０６号 順位２番 説明】
山 本 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第１０６号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」、順位２番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第１０６号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」、順位２番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第４ 議案第１０７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位１番について、 ^{やまもとやすひろ} 山本弥須弘委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号２番 山本です。 議案第１０７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」順位１番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第１０７号 順位１番 説明】
山 本 委 員	１１月１４日に貸渡人、借受人、事務局２名、私の計５名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第１０７号 順位１番 説明】
山 本 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第１０７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位１番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 0 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 2 番について、 ^{あさのたけし} 浅野剛志委員より説明願います。
浅 野 委 員	議席番号 1 1 番 浅野です。 議案第 1 0 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」順位 2 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 0 7 号 順位 2 番 説明】
浅 野 委 員	1 1 月 1 4 日に申請者 2 名、代理人、毛利農業委員、事務局 2 名、私の計 7 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 0 7 号 順位 2 番 説明】
浅 野 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願ひします。
議 長	ただ今、浅野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
浅 野 委 員	はい。
議 長	浅野委員。
浅 野 委 員	議席番号 1 1 番浅野です。現地で見たんですが、周りは非常にいい農地ばかりです。ですから水利問題でもめたら大変なことになりますので、水利組合とよく話をしてくれとお願ひしました。ご審議の程お願ひいたします。
議 長	浅野農業委員から追加の報告がありましたがそれを合わせて質問はございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 0 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 0 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第 5 議案第 1 0 8 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局	それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 108 号 順位 1 番から 34 番まで 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	ただ今、順位 1 番から 34 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 108 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、 順位 1 番から 34 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 108 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 1 番から 34 番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第 29 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	2 番
	3 番